

## 診療所再診料の引き下げのない改定を求める要請書「賛同」のお願い

日本臨床皮膚科医会 会長 加藤友衛

日頃より日臨皮の活動にご協力いただきましてありがとうございます。

さて、診療報酬改定率が決まり、中医協における医療費配分の議論が進行中ですが、診療所の再診料引き下げや外来管理加算の廃止についての各種報道が盛んになされています。

つきましては、下記の要請項目の賛同者を集めて、厚労相をはじめ中医協委員に提出することといたしました。会員各位におかれましては、本趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いする次第です。ご賛同の先生は、以下に署名し、ただちにFAXして頂きますようお願いいたします。

【 締め切りは1月31日(日) : FAX送付先 03 - 3221 - 0756 日臨皮事務局 】

## 「診療所再診料を引き下げ・再診料への処置等の包括化を行わないこと、 外来管理加算の時間要件の無条件撤廃」を求める要望書

今回の診療報酬改定はネットでプラス改定となりましたが、主な財源は急性期入院医療に配分され、入院外の本体部分は+0.31%のみとされました。これでは薬価等の▲1.36%もあり実質でネット▲1.05%のマイナス改定です。しかも、再診料や診療科間の配分の見直しなど従来以上に大幅な見直しを行うこととされ、診療所再診料の引き下げなどのマスコミ報道も盛んです。

小泉政権下における4回連続の診療報酬マイナス改定で診療所も疲弊しています。平成12年～20年度の8年間に診療所(入院外)の1施設当たり医療費の伸びは2.4%しかありません。皮膚科に限っては▲5.8%であり、各診療科の中で最低の伸び率です。

前回改定で、皮膚科軟膏処置45点が基本診療料に包括されました。財源論のなかで効率化の対象とされましたが、診療報酬が医師の専門的技術を評価するものであるならば、皮膚科軟膏処置45点は評価に値しないと判断されたもので皮膚科医の落胆には計り知れないものがあります。

先般の事業仕分けでも使われた医療経済実態調査の結果から、皮膚科は恵まれた科であると評価されています。これは明らかに間違いです。医療経済実態調査は6月単月のデータであり、皮膚科は、年平均に比べて6月の医療費は極端に高く14%も収入増になり、損益差額が3割以上も多くなっています。補正後の比較では、診療所全体の平均より低いことがわかります。

これまで4回連続のマイナス改定にも何とか耐えてきました。やっとプラス改定が実現できたにもかかわらず、皮膚科医療が正しく評価されないなら、地域医療を支えてきた第一線の皮膚科開業医の心が折れてしまいます。これ以上の引き下げにならないよう再考をお願いいたします。

記

- 一、診療所の再診料は引き下げず、病院を引き上げて再診料の病診統一を行うこと
- 二、基本診療料への処置項目等の包括を、これ以上、拡大しないこと
- 三、外来管理加算は、マニフェスト通りに「5分ルール」を撤廃し、引き下げなどはしないこと

平成22年1月 日

住 所

医療機関名

氏 名